



金 沢 市 公 報

第 2 9 5 7 号

平成30年(2018年)12月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (") 4
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について (") 4
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2	○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について (") 4
○地縁による団体の認可について (市民協働推進課)	3	
○児童福祉法の規定による事業の廃止について (障害福祉課)	3	● 農業委員会告示
● 選挙管理委員会告示		○平成30年第12回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局) 4
○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会)	3	● 公営企業告示
○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (")	4	○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課) 5
		○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (") 5

告 示

●金沢市告示第364号

金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）第11条第1項（同条例第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則（平成3年規則第3号）第7条（同規則第13条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 - 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 - 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
 - 金沢市営表参道自転車駐車場
 - 金沢市営十間町自転車駐車場

- 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
 金沢市営柿木畠自転車駐車場
 金沢市営片町広場自転車駐車場
 金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場
 金沢市営武蔵自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
 金沢市営竪町自転車駐車場
 金沢市営此花町自転車駐車場
- 2 移動し、保管した自転車等の台数
 自転車 108台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 平成30年11月1日から同月30日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
 金沢市此花町3番2号
 公益財団法人金沢まちづくり財団
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
 日時 平成30年12月11日から平成31年3月10日まで
 午前10時から午後7時まで
 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第365号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	6台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
西念4丁目地内	自 転 車	1台
広坂2丁目地内	自 転 車	1台
小坂町地内	自 転 車	2台
八日市1丁目地内	自 転 車	1台
中央通町地内	自 転 車	1台
西泉2丁目地内	自 転 車	1台
大額3丁目地内	自 転 車	1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
 平成30年11月1日から同月30日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間
 平成30年12月11日から平成31年6月10日まで
- (2) 場所
 金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第366号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 名称

専光寺新町会

2 規約に定める目的

この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

町の名称	字	地 番
専光寺町	ハ	1番～86番
	ニ	58番、64番、74番～201番

4 主たる事務所

金沢市専光寺町ハ77番地3

5 代表者の氏名及び住所

米田 勇喜

金沢市専光寺町ハ77番地3

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

総会員の4分の3以上の同意による総会の議決

9 認可年月日

平成30年12月11日

●金沢市告示第367号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定により次の指定障害児相談支援事業者から当該指定障害児相談支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第24条の37の規定により告示します。

平成30年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	相談支援の種類	主たる対象者	廃止年月日
1770102471	相談支援事業所 おりーぶ金沢	金沢市入江3 丁目99番地	株式会社ケア ・トラスト	石川県白山市若 宮2丁目34番地	障害児相談 支援	特定なし	平成30年 11月30日

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,550人

●金沢市選挙管理委員会告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,829人

●金沢市選挙管理委員会告示第89号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,829人

●金沢市選挙管理委員会告示第90号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,550人

●金沢市選挙管理委員会告示第91号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

62,915人

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第12号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により平成30年第12回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成30年12月11日

金沢市農業委員会

会長 井 口 栄 市

1 日時

平成30年12月21日午後4時

2 場所

金沢市職員会館第1研修室

3 議案

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (4) 農用地利用集積計画の決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第36号

金沢市ガス供給条例(昭和60年条例第48号)第20条の3第1項(金沢市ガス供給に関する規程(昭和60年公営企業管理規程第5号)第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年12月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 平成30年8月1日から同年10月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 61,240円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 70,110円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 62,220円

2 原料価格変動額 27,300円

算式 89,530円(1トン当たり基準平均原料価格) - 62,220円(1トン当たり平均原料価格) = 27,300円(100円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 27,300円(原料価格変動額) / 100円 × 0.082円

この結果、平成31年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から22.39円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

●金沢市公営企業告示第37号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年12月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 平成30年8月1日から同年10月31日までの平均原料価格

1トン当たり 70,110円

2 原料価格変動額 16,200円

算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 70,110円(1トン当たり平均原料価格) = 16,200円(100円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 16,200円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、平成31年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から33.05円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

平成30年(2018年)12月11日 印刷
平成30年(2018年)12月11日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄